

## 酸素濃縮装置等の借入仕様書

### 1 契約件名

酸素濃縮装置等の借入

### 2 予定数量、形式及び納入方法等

品名	予定数量	形式等	納入方法（備考）
酸素濃縮装置 (3L)	60 個	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハイサンソ (3R) (帝人ファーマ製)</li> <li>・ハイサンソ (3S) (帝人ファーマ製)</li> </ul>	<p>処方指示書により指定された機器 1 個を納入し、下記を付属させること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・酸素濃縮器モニタリングシステム (ペースメーカー使用者及びその他必要としない者等を除きすべての者に付属させること)</li> </ul> <p>その他、別添に記載されている条件を必ず満たすこと。</p>
酸素濃縮装置 (5～10L)	260 個	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハイサンソ (5Fx) (日本特殊陶業製)</li> <li>・ハイサンソ (5S) (帝人ファーマ製)</li> <li>・ハイサンソ (i) (帝人ファーマ製)</li> <li>・ハイサンソ (i7) (帝人ファーマ製)</li> <li>・マイルドサンソ (40i) (帝人ファーマ製)</li> <li>・ハイサンソ (7R) (帝人ファーマ製)</li> <li>・Dr.酸素 10L-II (山腸電子工業株式会社製)</li> <li>・マイルドサンソ (TO-40S) (帝人ファーマ製)</li> </ul>	
酸素濃縮装置 (携帯型)	130 個	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハイサンソポータブル α (帝人ファーマ製)</li> <li>・ハイサンソポータブル α II (帝人ファーマ製)</li> <li>・ハイサンソポータブル α III (帝人ファーマ製)</li> </ul>	
携帯用 酸素ボンベ	380 個	別添のとおり	
デマンド バルブ	400 個		<p>ボンベ 2 本以上を納入し、下記を付属させること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・流量設定器 1 個</li> <li>・キャリーカート及びキャリーバッグ各 1 個、又はリュック 1 個</li> </ul> <p>(気管切開者及びその他必要としない者を除く)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・呼吸同調器 7L まで対応するものを準備できるようにすること</li> <li>・高感度品の準備ができるものとする</li> <li>・アラームは、元栓閉め忘れ、元栓・残量確認、吸気異常、電池消耗、機器異常に対応しているものを準備できること。</li> </ul>
在宅酸素療法 装置に必要な 回路部品 その他附属品 等	450 個		<p>下記を付属させること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・延長チューブ (20メートル以内) 2 本</li> <li>・カニューラ 4 本</li> <li>・フィルター 1 組</li> <li>・回転コネクタ 1 個 (主治医が必要と認めた場</li> </ul>

			合に限る) ・ファイアセーフ（主治医が必要と認めた場合に限る） ・マスク 1 個 但し通常の酸素マスクに加え、開放型酸素マスクが準備できること（主治医が必要と認めた場合に限る） ・オキシマイザーコンサービングカニューレ、オキシマイザーペンダント、アトムリザーバーカニューラ 1 個（主治医が必要と認めた場合に限る）
オキシケアパルスオキシメータ	100 個	・DB400	酸素濃縮装置と接続可能なパルスオキシメータが準備できること（主治医が必要と認めた場合に限る）

### 3 借入期間

2026年5月1日から2027年4月30日まで

ただし、契約満了の3か月前までに解約の通知をしない場合は、契約満了日の翌日から起算して1年間、なおその効力を有するものとする。

### 4 納入場所

東京通信病院長が指定した場所

なお、使用者の旅行先等（一部離島を除く日本国内に限る）に、本装置を届ける等の業務は、この契約に含まれるものとし、その際には、旅行先にも通常使用しているものと同形式の機種を設置すること。

おって、本項なお書き以下の業務は、別途定める様式に従い、患者及び主治医等の確認を得た上で納入すること。

### 5 納入方法

主治医が発行する処方指示書により指定された場所に設置し調整を行った上、取扱説明書とともに患者に対し使用方法、障害時の措置方法等を十分指導の上納入すること。

また、納入する機器はすべて清潔かつ消毒済みで機器保守を充分施したものとし、使用時の安全確保に係る対策を確実に講じること。

なお、納入後は報告書を作成の上、後日遅滞なく医事課窓口企画係（以下、「主管係」という）に提出すること。

おって、納入後には主治医の指示により、看護師の資格を持つ者が訪問のうえ指導できる体制であること。

### 6 障害時の機器保守

酸素残量不足、機器の作動不良及びその他機器の使用に支障が発生した場合は、速やかに保守員を派遣し、機器を正常に復旧すること。

また、24時間365日連絡がつながるコールセンターを持つこと（留守番電話対応不可）。コールセンターで対応するオペレーターは十分な知識と技能を持った専任者とし、定期的な研修を受けること。派遣する保守員はトラブルに備え十分な知識と技能を持った専任者とし、派遣は24時間体制で行うこと。

なお、復旧後は報告書を作成の上、後日遅滞なく主管係に提出すること。

おって、この場合の費用は、すべて受託者の負担とする。

## 7 定期機器保守

6か月に1度、前項の保守員による定期点検を行うこと。

なお、定期点検後は報告書を作成の上、後日遅滞なく主管係に提出すること。

おって、定期点検において消耗品及び基幹部品の交換等が発生した場合は、すべて受託者の負担とする。

## 8 災害時の対応

- (1) 地震などの災害に備え社内に災害対策マニュアルを整備していること。
- (2) 緊急時等に備え酸素ボンベの備蓄基地を異なる地域で複数もち、被災期間中に被災地を支援できる全国規模のネットワークを持つこと。
- (3) 災害時の患者所在・状況特定に備え、災害対応支援マッピングシステムを持ち迅速に安否確認ができること。また、東京通信病院長の指示により安否確認の結果を報告書で提出すること。
- (4) 広範囲に及ぶ被災等に備え、患者等からの照会等に24時間対応できるコールセンター（又は同等の機能を有するセクション）を持つこと。
- (5) 停電時や混雑時等に連絡不能、通信不可となることのないよう、全国全ての営業拠点を結ぶ連絡システムを持つこと。

## 9 納入時の遵守事項

機器を設置する等の理由により東京通信病院長の指定する場所に立ち入る場合は、立ち入る者に身分を証明できるものを必ず携行させ、必要に応じて提示すること。

## 10 個人情報の保全に関すること

- (1) 再委託の制限又は条件に関する事項

受託者は、本件受託業務の全部又は一部を第三者に再委託する場合は、事前に個人情報の管理方法について定められた受託者と本業務に関わる業者（第三者）との間の覚書（本仕様書の個人情報に関する取扱い及び別紙「適合証明書」を満たす内容のもの）、社内取扱規定等の書類を主管係に提出し、承認を得た上で受託した作業を実施すること。

なお、個人情報に関する取扱いについては、受託者及び事前に主管係において承認された本業務に関わる業者間のみで取り扱うこと。

- (2) 個人情報の漏えい等の事案発生時における対応に関する事項

本件業務において個人情報の漏えいが発生した場合、受託者は即時に原因等を究明し対応の上、併せて主管係へ該当事由が発生した日時、場所等の内容及び対応状況を直ちに報告することとし、主管係が指示する場合はその指示に従うこと。

- (3) 委託終了時における個人情報の消去及び媒体の返却に関する事項

受託者は、契約の履行に際して管理していた個人情報については、受託作業終了後、直ちに個人情報が記録されている媒体を返却するとともに、主管係の承認を得た場合を除き、個人情報を複製していない旨の証明書（様式適宜）を主管係へ提出しなければならない。

なお、受託者において主管係の承認を得て個人情報をパソコン等に登録している場合は、委託作業終了後、受託者は直ちに一切のデータを消去し、データ消去に関する報告書（様式適宜）を主管係へ提出すること。

ただし、法令により受託者が保持を義務付けられている個人情報を除くものとする。

- (4) 管理体制等の監査

受託者は、責任者等の管理体制、個人情報の管理の状況について、書面の提出等当院が求める監査方法に従い、速やかに監査に応じなければならない。

- (5) 秘密保持義務の遵守

受託者は、労働者が受託業務遂行に際して知り得た個人情報を第三者に漏らし、複製し、目的外に利用し、又は持ち出ししてはならないようにするため、労働者に対して個人情報の秘密保持義務を遵守させるよう必要な措置を講じなければならない。

なお、受託期間終了後においても同様とする。

## 11 マル適マーク

一般財団法人医療関連サービス振興会において在宅酸素供給装置保守点検のサービスマーク制度に適合し、対象地域が全国であること。

## 12 その他

(1) この仕様書における詳細及び明らかにされていない点については、主管係（03-5214-7021）の指示によること。

なお、請求に係る患者リストを翌月の3営業日までに主管係あて提出すること。

(2) 当社の業務に従事する労働者に対し、公益通報者保護法に係る通報窓口について当社指定の周知文を受領したことを確認の上、当該周知文を用いて周知に努めること。

(3) 受託者は、受託責任者の氏名・資格等を明記した書類、本件に係る標準作業書、業務案内書を、事前に主管係あて提出すること。

## 吸着型酸素濃縮器形式等

## 1 吸着型酸素濃縮器

- ・ ハイサンソ (3 R)
- ・ ハイサンソ (3 S)
- ・ ハイサンソ (5 F X)
- ・ ハイサンソ (5 S)
- ・ ハイサンソ (i)
- ・ ハイサンソ (i 7)
- ・ Dr.酸素 10L- II
- ・ マイルドサンソ (4 0 i)
- ・ ハイサンソ (7 R)
- ・ マイルドサンソ (T O - 4 0 S)
- ・ ハイサンソポータブル α
- ・ ハイサンソポータブル α II
- ・ ハイサンソポータブル α III

※ 以下の条件を満たすこと。

- ・ 40%濃度の出せる酸素濃縮装置を有すること。
- ・ 据置型と携帯型の両方、バッテリー内臓型、リモコン付きの濃縮器を有すること。又、Bluetooth 対応リモコンが使用できる酸素濃縮装置を有すること。
- ・ 連続流の出る小型軽量(≦重量 2.5kg)の酸素濃縮装置を有すること。
- ・ 酸素濃縮器の使用データ等が Web 上で閲覧でき、その情報が指定された医療機関とも共有できるシステムが使用できる濃縮器を有すること。
- ・ 低温環境下や長期使用による性能劣化など、使用環境に応じてコンプレッサーの回転数・吸着サイクル時間を自動で制御することで、酸素生成モードを最適化して、消費電力を大きく増加させることなく酸素濃度を補償する機能『酸素濃度補償機能』を有すること。
- ・ 吸気フィルターの定期的なお手入れが不要な機種を有すること。
- ・ 加湿器操作に問題のある患者でも従来必要であった給水等の手間のない『自動うるおい機能』を搭載している機種を有すること。
- ・ 停電時などにバッテリー駆動が可能な機種を有すること。
- ・ 処方流量以上に酸素吸入してしまうリスクに配慮して『流量上限設定機能』を搭載している機種を有すること。

## 2 酸素ポンベ容器

- ・ ウルトレッサ S
- ・ ウルトレッサ M
- ・ ウルトレッサ CM
- ・ ウルトレッサ L
- ・ ウルトレッサ C L
- ・ ウルトレッサ L L
- ・ ダイキン
- ・ L 7 X
- ・ (株)旭製作所製ポンベ
- ・ ラックスファー

## 3 デマンドバルブ

※ 同調流量最大 7 L/分相当まで対応できるものがあること。高感度品対応があるものとする。

アラームは、元栓閉め忘れ、元栓・残量確認、吸気異常、電池消耗、機器異常に対応しているものを有していること。

- ・ サンソサーバーⅡ
- ・ サンソサーバー eⅢ
- ・ サンソサーバー 5

#### 4 酸素濃縮装置モニタリングシステム

- ・ TOMS

酸素濃縮装置モニタリングシステムを付属させた機器については、24時間体制で機器の運転状態を監視し、障害等の監視を行うこと。モニタリング項目には、カニューラ折れ等の運転状況・酸素濃度・運転時間・酸素流量を含むこと。カニューラ折れが一定時間にわたって解除されない場合や機器の性能が低下した場合は、モニタリングシステムから警報が発信されるようになっていること。医師の指示があった際には、データとして提出すること。据置型の濃縮装置全台に付属できること。

又、上記の機器の運転状況などを主治医が Web 上で閲覧できるシステムを有すること。なお、本システムは国内の3省2ガイドライン（『医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第6.0版』（厚生労働省）、『医療情報を取り扱う情報システム・サービスの提供事業者における安全管理ガイドライン第1.1版』（総務省・経済産業省））に沿ってセキュリティ対策を実施しており、送信された情報はセキュリティ対策を施して管理され、東京通信病院においても SSL-VPN 接続をすることによって閲覧できるものとする。